

---

宮嶋 淳『ソーシャルワークの倫理—原則と基準—を特定するための試行

～「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」を中心に～』について

本論文は、「ソーシャルワーカーの倫理—原則と基準—」を明らかにすることを試みようとするものである。筆者はそのために、「ソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者等」への量的調査を実施・分析し、「ソーシャルワーカーの倫理—原則と基準—」に明記されている新たな倫理基準の妥当性を明らかにしようとした。結論として、その原則と基準は、現在検討されている「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂試案の一部を支持するものとなっていると指摘している。本論文の中心は、サブタイトルで明らかな通り、「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」の分析結果の一部である。すなわち、調査対象者の属性を検討したうえで、ソーシャルワーカーの職業倫理にかかる具体的行動（行為）を分析し、その結果が改訂試案に規定される「セクシャル・ハラスメント」や「実習生」に対するソーシャルワーカーの倫理基準と合致するとしている。

本論文における筆者の調査票策定にいたるプロセス、具体的行動の領域設定については妥当であろうし、また、筆者が指摘するように、調査対象者が何をもってソーシャルワーカーを認識しているか、本論文の結論が改訂試案の一部にしか対応していないことなど、その限界の指摘についてもその通りであろう。

しかし、以下の点についてあえて一つだけ疑問を指摘しておきたい。それは、前述のような限界を有する中で、ソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者のみを分析の対象とした点である。それを客観的データとして捉えようとするが、ソーシャルワーカー自身も対象とした上で、それらの比較という観点から捉えてよかったのではないか。仮に両者に違いが出るとすれば、その違いこそが筆者が調査目的とした「ソーシャルワーカーの行動への倫理的な期待を明確に」できるのではないだろうか。また、「セクシャル・ハラスメント」以外の問題行動についても若干のコメントを指摘してもらいたかったが、いずれにしても筆者の別途報告が予定されておりそれに期待したい。

なお、大学で実習を担当する者として、この調査結果に見られる問題領域については大いに関心を持っている。